

平成18年6月28日

各 位

会 社 名 株式会社日清製粉グループ本社
代表者名 取締役社長 長谷川 浩嗣
(コード番号：2002 東証・大証第1部)
問合せ先 総務本部広報部長 稲垣 泉
(TEL 03-5282-6651)

企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての
適正な対応方針(買収防衛策)導入に関するお知らせ

当社は、平成18年6月28日開催の第162回当社定時株主総会(以下「本株主総会」という。))において第8号議案として承認された「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当て等承認の件」の内容に従い、本株主総会後に開催された取締役会におきまして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下「本プラン」という。)の導入について以下のとおり決議しましたのでお知らせいたします。なお、本プランに関する新株予約権について発行登録を行います。

1. 用 語

本プランにおいて使用される用語の意味は以下のとおりとする。

- (1) 「本新株予約権」とは、本プランに従い発行される特定買収者等の行使に制約が付された新株予約権をいう。
- (2) 「特定買収行為」とは、次の①②のいずれかに該当する行為をいう。
 - ① 下記(a)ないし(d)のいずれかに該当する行為。なお、下記(a)ないし(d)にかかわらず、当社が行う株式の発行又は自己株式の処分(当社が行う合併、株式交換、株式移転、会社分割に伴って行われるものを含む。)による当社の株券等(証券取引法27条の23第1項。以下別段の定めのない限り同じ。)の取得行為は含まれない。
 - (a) 証券取引法第27条の2第1項に規定される「買付け等」(株券等(証券取引法第27条の2第1項。下記1(2)②において同じ。)の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして証券取引法施行令6条2項に定める行為をいう。)によりその者の当社の株券等の株券等保有割合が20%以上となる行為
 - (b) 上記(a)以外の態様で証券取引法第27条の23第1項又は第3項に規定される「保有者」に該当することで当社の株券等に係る株券等保有割合

が 20%以上となる行為

(c) 当社の株券等の所有者の共同保有者(証券取引法第 27 条の 23 第 5 項)に該当することで当社の株券等に係る株券等保有割合が 20%以上となる行為

(d) 当社の株券等の所有者と証券取引法第 27 条の 23 第 6 項に定める関係を有することとなることで当社の株券等に係る株券等保有割合が 20%以上となる行為

② 買付け後の株券等所有割合(証券取引法第 27 条の 2 第 8 項。但し、公開買付者(証券取引法第 27 条の 3 第 2 項)の特別関係者(証券取引法第 27 条の 2 第 7 項)の株券等所有割合との合計とする。)が 20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為。

公開買付開始公告後、公開買付特定期間が経過したことをもって「特定買収行為を行った」ものとする。「公開買付特定期間」とは、1 日から 10 営業日以内の期間で取締役会が定める期間(但し、取締役会が 10 営業日超の期間とすることが相当であると判断した場合には当該期間)をいう。

買付け後の株券等所有割合」は当該公開買付けの公開買付届出書の記載によって判定されるものとする。

(3) 「特定買収者」とは、特定買収行為を行った者で、特定買収行為を行った時点(上記 1(2)①②のいずれか早い時点とする。)までに確認決議を得なかった者をいう。但し、当社、当社の子会社、当社又は当社の子会社の従業員持株会及びかかる従業員持株会のために当社株式を保有する者、並びに当社の行った自己の株式の取得その他当社の行った発行済株式総数若しくは議決権の総数を減少させる行為又は本新株予約権の行使若しくは強制取得の行為のみに起因して株券等保有割合が 20%以上となった者(但し、その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後に 1%以上増加することとなった場合を除く。)は、「特定買収者」に該当しない。

(4) 「特定大量保有者」とは、特定買収者のうち、上記 1(2)①に定める特定買収行為を行った者をいう。

(5) 「特定公開買付者」とは、特定買収者のうち、上記 1(2)②に定める特定買収行為を行った者をいう。なおその後に「特定大量保有者」に該当することとなった者は「特定大量保有者」として取り扱われるものとする。

(6) 「特定買収者等」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

(a) 特定大量保有者

(b) 特定大量保有者の共同保有者(証券取引法第 27 条の 23 第 5 項、第 6 項)

(c) 特定公開買付者

(d) 特定公開買付者の特別関係者(証券取引法第 27 条の 2 第 7 項)

(e) 以下のいずれかに該当すると取締役会が合理的に認めた者

- (i) 上記 1(6) (a)ないし(d)に該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (ii) 上記 1(6) (a)ないし(e) (i)に該当する者の「関連者」。「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、又はその者と協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案される。なお、当社株券等に関する名義貸し、名義書換留保若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他これに準ずる特段の合意を上記 1(6) (a)又は(b)に該当する者との間で行っている者について、取締役会は当該 1(6) (a)又は(b)に該当する者の「関連者」とみなすことができる。
- (7) 「買収提案」とは、下記 2(3)①に定める必要情報が記載された特定買収行為に関する提案をいう。
 - (8) 「買収提案者」とは、買収提案を行った者をいう。
 - (9) 「確認決議」とは、特定の買収提案に対して本新株予約権の無償割当てを行わない旨の取締役会決議をいう。
 - (10) 「勧告決議」とは、特定の買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する企業価値委員会の決議をいう。

2. 本プランの内容

(1) 本新株予約権の無償割当て

本プランに従い特定買収者が出現した場合にその効力が生じる本新株予約権の無償割当て(会社法第 277 条)の内容は、別紙に定めるとおりとする。なお、本新株予約権について発行登録を行う。

(2) 企業価値委員会

- ① 常設の機関として企業価値委員会を設置する。
- ② 企業価値委員会は、取締役会から付議される買収提案を検討し、勧告決議を行うかどうかを審議するほか、取締役会から付議されるその他の事項を審議する。
- ③ 企業価値委員会の決議は、全委員の過半数により行う。
- ④ 企業価値委員会の委員は、毎年の定時株主総会後に開催される取締役会において当社社外役員の中から選任されるものとする。
- ⑤ 企業価値委員会の委員として奥村有敬氏、竹内昭氏及び三村明夫氏を選任する。

(3) 買収提案者出現時の手続

- ① 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案を予め書面に

より当社に提出し確認決議を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとする。

買収提案には、以下に掲げられる事項を含む当社が合理的に求める必要情報が記載されなければならない。

- 1) 特定買収行為を企図する者(グループ会社その他の関係者を含む。)に関する事項
 - 2) 買収の目的
 - 3) 買収後の当社の経営方針と事業計画
 - 4) 対価の算定根拠
 - 5) 買収資金の裏付け
 - 6) 当社の利害関係者に与える影響
 - 7) その他、下記④の判断に関連する情報として当社が合理的に求めるもの
- ② 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を企業価値委員会にすみやかに付議するものとする。
- ③ 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について勧告決議を行うかどうかを審議するものとする。企業価値委員会の決議結果は開示されるものとする。企業価値委員会の検討・審議期間は、十分な必要情報が記載された買収提案受領後 60 営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には 90 営業日)を目安とし、合理的理由によりこれらの期間が延びる場合には、当該理由を開示するものとする。
- ④ 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとする。なお、以下に掲げる事項が全て充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとする。
- 1) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
 - (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
 - (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要資産や資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にし

で一時的な高いリターンを得ようとする行為

(e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為

- 2) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
 - 3) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
 - 4) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手に即した真摯な対応がなされていること
 - 5) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から 60 営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には 90 営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数))が確保されていること
 - 6) 当社の本源的価値に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと
 - 7) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- ⑤ 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとする。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当てを行うことができないものとする。

(4) 特定買収者出現時の対応

- ① 特定大量保有者が出現した場合(出現の有無は、当社に提出された大量保有報告書その他適切な方法により判断する。)、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨及び無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行するものとする。
- ② 特定買収行為に該当しうる公開買付けが開始された場合(公開買付け届出書その他適切な方法により判断する。)、取締役会は、公開買付け特定期間の満了後、特定買収者の出現を認識した旨及び無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行するものとする。

- ③ 取締役会は、無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることはできない。)までに以下のいずれかの事由が生じた場合に限り、当該日までに、上記2(4)①又は②により決議を行った本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせない旨を決議することができるものとする。
- 1) 特定買収者の株券等保有割合が20%を下回った旨の大量保有報告書が特定買収者から提出された場合
 - 2) 上記1(2)②に定める特定買収行為に該当する公開買付けが開始された場合で、当該公開買付けが終了し又は撤回され、その結果、無償割当基準日の4営業日前までに株券等保有割合が20%以上となる当社株券等の保有者が出現しないこととなった場合
 - 3) 1) 2)のほか、当該特定買収行為による脅威がなくなったと取締役会が合理的に認めた場合

3. 本プランの有効期間等

- (1) 本プランの有効期間は、平成19年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。但し、その時点で特定買収者が出現している場合には、当該特定買収者に対する措置としてその効力が存続する。
- (2) 本プランの運用に当たって当社が行う「株券等保有割合」、「保有者」、「共同保有者」、「株券等所有割合」、「特別関係者」、「特定買収者等」、「関連者」、「実質保有」その他の必要事項の確認又は認定等は、当該確認又は認定等が必要な時点において当社が合理的に入手できた情報に依拠して行うことができるものとする。
- (3) 本決議において、証券取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。)の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正(金融商品取引法への改正を含む。)がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとする。また、本決議で引用する法令の規定は、平成18年6月28日現在施行されている規定を前提にしたものであり、同日以降、法令の改廃により上記各項に定める条項又は用語に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該改廃の趣旨を踏まえて、適宜合理的範囲内で読み替えることができるものとする。

別紙 本新株予約権及び無償割当ての内容

- 一 本新株予約権の内容は以下のとおりとする。
1. 本新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式
 2. 本新株予約権の目的となる株式の数
新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、2 株以下で取締役会が別途定める数とする。
 3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は 1 円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とする。
 4. 本新株予約権を行使することができる期間
無償割当効力発生日以後の日から開始する取締役会が別途定める一定の期間。
また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
 5. 本新株予約権の行使の条件
 - (1) 特定買収者等が保有する本新株予約権(実質的に保有するものを含む。)は、行使することができない。
 - (2) 新株予約権者は、当社に対し、上記 5(1)の条件を充足していること(第三者のために行使する場合には当該第三者が上記 5(1)の条件を充足していることを含む。)についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
 - (3) 適用ある外国の証券法その他の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。
 - (4) 上記 5(3)の条件の充足の確認は、上記 5(2)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによる。
 6. 本新株予約権の行使手続等
 - (1) 本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書に、行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項その他取締役会決議により別途定められる必要事項を記載し、これに記名捺印した上、取締役会決議

により別途定める必要書類を添えて取締役会決議にて別途定める払込取扱場所に提出し、かつ、上記 3 に規定する価格の全額を当該払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記 6(1)の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到着した時に生じるものとする。本新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金額が払込取扱場所において払い込まれたときに生じるものとする。

7. 譲渡承認

譲渡による新株予約権の取得には、取締役会(又は会社法第 265 条第 1 項但書の規定に従い取締役会が定める機関)の承認を要する。

8. 取得条項

- (1) 当社は、無償割当効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権の全部を以下のとおり取得することができる。

① 上記 5(1)(2)の規定に従い行使可能な(すなわち特定買収者等に該当しない者が保有する)本新株予約権(上記 5(3)に該当する者が保有する本新株予約権を含む。): 取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式

② ①以外の本新株予約権: 取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で特定買収者等の行使に制約が付されたもの(譲渡承認その他取締役会が定める内容のものとする。)

- (2) 本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記 5(2)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによる。

9. 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令の規定に従い定める。

10. 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができる。

11. 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

二 本新株予約権の無償割当ての内容は以下のとおりとする。

1. 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式(当社の有する普通株式を除く。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、割り当てる本新株予約権の総数は、無償割当基準日における当社の最終の発行済株式総数(但し、当社の有する普通株式の数を除く。)と同数とする。

2. 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

無償割当基準日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主(但し、当社を除く。)

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

無償割当基準日以降の日で取締役会が別途定める日

以 上